

新旧対照表（高知県地域林業総合支援事業費補助金交付要綱）

新					旧									
第1条～第5条（略） （補助事業の変更等） 第6条（略） 2 前項の規定による変更承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1)・(2)（略） (3) 補助事業の施行箇所の変更又は事業完了予定年月日の変更（予定の期間内に完了しない場合） (4)・(5)（略） 第7条～第11条（略） 附則（略） <u>附則</u> この要綱は、令和5年3月24日から施行し、令和5年度事業から適用する。					第1条～第5条（略） （補助事業の変更等） 第6条（略） 2 前項の規定による変更承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1)・(2)（略） (3) 補助事業の施行箇所の変更 (4)・(5)（略） 第7条～第11条（略） 附則（略） <u>(新設)</u>									
別表第1（第2条、第3条関係）					別表第1（第2条、第3条関係）									
事業区分	補助対象経費	補助率等		事業主体	補助事業者	事業区分	補助対象経費	補助率等		事業主体	補助事業者			
地域林業 振興事業	地域林業の振興に効果が認められる事業に要する経費として知事が認める経費	2分の1以内。ただし、素材生産に使用する林業機械については、次のとおりとする。 1 主として高知県森の工場活性化対策事業実施要領第5の規定により承認された森の工場で利用する場合は、10分の4以内 2 1以外の場合は、3分の1以内		市町村等（市町村、一部事務組合、広域連合及び複数の市町村が組織する協議会）、広域活動団体（高知県森林組合連合会、一般社団法人高知県森林整備公社、高知県素材生産業協同組合連合会、一般社団法人高知県木材協会、高知県木材産業協同組合連合会、集落活動センター運営組織及び高知県木炭振興会）、森林組合、農業協同組合、農事組合法人、生産森林組合、集落活動センター運営組織、高知県木炭振興会、地域材を利用する法人（注）7、林業者等の組織する団体（3名以上で組織する林業・木材生産を業とする団体）、地方公共団体等が出資する法人、森の工場の認定を受けた事業体及び森林所有者（集落活動センター運営組織、高知県木炭振興会及び地域材を利用する法人は特用林産振興事業、森林所有者は作業道整備事業に限る。）	市町村等及び広域活動団体	地域林業 振興事業	地域林業の振興に効果が認められる事業に要する経費として知事が認める経費	2分の1以内。ただし、素材生産に使用する林業機械については、次のとおりとする。 1 主として高知県森の工場活性化対策事業実施要領第5の規定により承認された森の工場で利用する場合は、10分の4以内 2 1以外の場合は、3分の1以内		市町村等（市町村、一部事務組合、広域連合及び複数の市町村が組織する協議会）、広域活動団体（高知県森林組合連合会、一般社団法人高知県森林整備公社、高知県素材生産業協同組合連合会、一般社団法人高知県木材協会、高知県木材産業協同組合連合会、集落活動センター運営組織及び高知県木炭振興会）、森林組合、農業協同組合、農事組合法人、生産森林組合、集落活動センター運営組織、高知県木炭振興会、地域材を利用する法人（注）7、林業者等の組織する団体（3名以上で組織する林業・木材生産を業とする団体）、地方公共団体等が出資する法人、森の工場の認定を受けた事業体及び森林所有者（集落活動センター運営組織、高知県木炭振興会及び地域材を利用する法人は特用林産振興事業、森林所有者は作業道整備事業に限る。）	市町村等及び広域活動団体			
作業道整備 事業	<u>森林資源循環利用促進事業におけるみどりの環境整備支援事業（作業道整備）</u> の対象とならない木炭原木等林産物の生産に必要な作業道の開設又は整備に要する経費	1 幅員1.5メートル以上2.0メートル未満 (1) 路面整備 100円/m (2) 開設 500円/m (3) 丸太積み工 700円/m (4) 洗い越し工 6,000円/箇所	3 幅員2.5メートル以上3.0メートル未満 (1) 路面整備 150円/m (2) 開設 1,100円/m (3) 丸太積み工 700円/m (4) 洗い越し工 6,000円/箇所	2 幅員2.0メートル以上2.5メートル未満 (1) 路面整備 130円/m (2) 開設 800円/m (3) 丸太積み工 700円/m (4) 洗い越し工 6,000円/箇所	4 幅員3.0メートル以上 (1) 路面整備 200円/m (2) 開設 1,500円/m (3) 丸太積み工 700円/m (4) 洗い越し工 6,000円/箇所	作業道整備 事業	緊急間伐総合支援事業における森林整備支援事業（作業道整備）の対象とならない木炭原木等林産物の生産に必要な作業道の開設又は整備に要する経費	1 幅員1.5メートル以上2.0メートル未満 (1) 路面整備 100円/m (2) 開設 500円/m (3) 丸太積み工 700円/m (4) 洗い越し工 6,000円/箇所	3 幅員2.5メートル以上3.0メートル未満 (1) 路面整備 150円/m (2) 開設 1,100円/m (3) 丸太積み工 700円/m (4) 洗い越し工 6,000円/箇所	2 幅員2.0メートル以上2.5メートル未満 (1) 路面整備 130円/m (2) 開設 800円/m (3) 丸太積み工 700円/m (4) 洗い越し工 6,000円/箇所	4 幅員3.0メートル以上 (1) 路面整備 200円/m (2) 開設 1,500円/m (3) 丸太積み工 700円/m (4) 洗い越し工 6,000円/箇所			
特用林産 振興事業	特用林産業の振興に効果が認められる事業に要する経費	2分の1以内。ただし、シキミ・サカキ植栽、改良及びきのご用原木、種駒の購入については、次のとおりとし、きのご類における菌床及び菌床の生産に係る種菌、培地の購入は補助対象外とする。 1 シキミ・サカキ関連事業 (1) 購入したシキミ植栽 160円/本 (2) 購入したサカキ植栽 150円/本 (3) 改良 100,000円/ha		2 きのご用原木、種駒等の購入 (1) 流通原木の購入 150円/本 (2) 種駒、おがくず菌及び形成菌の購入 2分の1以内	特用林産振興事業	特用林産業の振興に効果が認められる事業に要する経費	2分の1以内。ただし、シキミ・サカキ植栽、改良及びきのご用原木、種駒の購入については、次のとおりとし、きのご類における菌床及び菌床の生産に係る種菌、培地の購入は補助対象外とする。 1 シキミ・サカキ関連事業 (1) 購入したシキミ植栽 160円/本 (2) 購入したサカキ植栽 150円/本 (3) 改良 100,000円/ha		2 きのご用原木、種駒等の購入 (1) 流通原木の購入 150円/本 (2) 種駒、おがくず菌及び形成菌の購入 2分の1以内	特用林産振興事業	特用林産業の振興に効果が認められる事業に要する経費	2分の1以内。ただし、シキミ・サカキ植栽、改良及びきのご用原木、種駒の購入については、次のとおりとし、きのご類における菌床及び菌床の生産に係る種菌、培地の購入は補助対象外とする。 1 シキミ・サカキ関連事業 (1) 購入したシキミ植栽 160円/本 (2) 購入したサカキ植栽 150円/本 (3) 改良 100,000円/ha		2 きのご用原木、種駒等の購入 (1) 流通原木の購入 150円/本 (2) 種駒、おがくず菌及び形成菌の購入 2分の1以内
別表第2（第2条、第5条関係）（略）					別表第2（第2条、第5条関係）（略）									

別記
第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県〇〇林業（振興）事務所長 様

補助事業者名
代表者名
代表者生年月日
所在地

令和 年度高知県地域林業総合支援事業費補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県地域林業総合支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金
円を交付されたく下記の関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画書（別紙1のとおり）

3 収支計画書（別紙2のとおり）

4 県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書滞納の有無について
関係課に照会することに対する同意書（別紙3のとおり）

5 県税の納税証明書（全科目のもの）又は県税の納税義務がない場合は本人からの申
立書（ただし、別紙4及び本人確認書類の写しを提出する場合は省略すること
ができる。）

（注）事業実施主体が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。事業実施主体が法
人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

※マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康
保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

6 事業着手予定年月日 令和 年 月 日

7 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

別記
第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県〇〇林業（振興）事務所長 様

補助事業者名
代表者名
代表者生年月日
所在地

令和 年度高知県地域林業総合支援事業費補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県地域林業総合支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金
円を交付されたく下記の関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画書（別紙1のとおり）

3 収支計画書（別紙2のとおり）

4 県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書滞納の有無について
関係課に照会することに対する同意書（別紙3のとおり）

5 事業着手予定年月日 令和 年 月 日

6 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

県税完納情報の提供に係る同意書

年 月 日

高知県知事 様

【申請者】

住 所 (法人本社所在地)	
フリガナ	
氏 名 (法人名称及び代表者職氏名)	
電 話 番 号	
生年月日 (個人の場合)	

私は、下記のことにご同意します。

記

- (1) (補助金名) 補助金交付審査のため、全ての県税（個人県民税および地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等の納付又は納入の状況に関して、税務課から（所属名）に県税の完納情報の提供を行うこと。
- (2) (1) の事務を行うために必要な範囲で、本同意書が税務課に共有されること。
- (3) 県税の完納情報の提供に当たり、（所属名）の指示及び指導がある場合は、その内容に従うこと。

【注意事項】

- ・法人登記簿に記載の本社所在地、法人名称並びに代表者職氏名をご記入ください。
- ・この同意書が提出された時点で県税を完納していたとしても、完納の確認まで1週間から4週間程度要する場合がありますので、ご了承ください。
- ・県税に滞納がないことの証明書を添付される場合は、この同意書は不要です。
- ・本同意書に基づき提供された完納情報は、当該補助金交付事務以外に使用しません。

(新設)